

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、東京臨海熱供給株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 温水、冷水等の熱供給に関する事業
- (2) 損害保険代理業
- (3) 前各号に関連又は付帯する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、208,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡しようとするときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式の名義書換その他株式の取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当社は、毎決算期末現在の株主名簿に記載された最終の株主をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

- 第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に、招集する。
- 2 臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。
- 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。
- 4 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがって、他の取締役がこれを招集する。

#### (議長)

- 第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代わる。

#### (決議方法)

- 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第13条 株主が株主総会に出席できないときは、その議決権の行使を他の出席株主に委任することができる。

#### (議事録)

- 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名押印するものとする。

### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第15条 当会社に20名以内の取締役を置く。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役又は退任した取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。

2 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(相談役及び顧問)

第19条 当社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問又はそのいずれかを置くことができる。

(取締役の責任免除)

第20条 当社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、会社法第426条第1項に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(社外取締役との間の限定契約)

第21条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行う

につき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、あらかじめ定める金額又は会社法第427条第1項に定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

## 第5章 取締役会

### (取締役会)

第22条 当会社に取締役会を置く。

2 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要な事項を決定する。

### (取締役会の招集)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

### (決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

### (議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

### (取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第6章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当会社に1名の監査役を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、会社法第426条第1項に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(社外監査役との間の限定契約)

第31条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、あらかじめ定める金額又は会社法第427条第1項に定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人)

第32条 当会社に会計監査人を置く。

2 会計監査人は株主総会で選任する。

## 第8章 計算

(事業年度及び決算期)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算期は毎年3月31日とする。

(配当金の支払い)

第34条 株主配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

(除斥期間)

第35条 株主配当金は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払配当金には利息を付さないものとする。

付則(平成3年11月6日第1回臨時株主総会一部変更)  
変更後の定款は、平成3年11月6日から実施する。

付則(平成6年6月24日第4回定時株主総会一部変更)  
1 変更後の定款は、平成6年6月24日から実施する。  
2 変更後の定款にかかわらず、在任監査役の任期は従前の例による。

付則(平成7年12月15日第6回臨時株主総会一部変更)  
変更後の定款は、平成7年12月15日から実施する。

付則(平成14年8月29日第14回臨時株主総会一部変更)  
変更後の定款は、平成14年8月29日から実施する。

付則(平成15年6月26日第13回定時株主総会一部変更)  
(削除)

変更後の定款は、平成15年6月26日から実施する。

付則（平成18年6月28日第16回定時株主総会一部変更）  
変更後の定款は、平成18年6月28日から実施する。

付則（平成19年6月15日第17回定時株主総会一部変更）  
変更後の定款は、平成19年6月15日から実施する。